

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--|
| 15 | 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

邑楽町は、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

邑楽町長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、身体障害者又は知的障害者の状況を調査して、やむを得ない事由があるときは、障害福祉サービス提供の措置等の事務を実施する。</p> <p>身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置 (2) 費用の徴収</p> |
| ③システムの名称 | 障害者福祉システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 障害福祉ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>・番号法第9条第1項 別表の第21項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>・番号法第9条第1項 別表の第51項 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表75の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉介護課 障害福祉係 |

| | |
|---------------------------------|---|
| ②所属長の役職名 | 福祉介護課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 住民保険課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 福祉介護課 障害福祉係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5024 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|------------------------|
| 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|---|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> | 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) [○]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

| | | |
|-----------------------|---------------------|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | | 基本的に申請者本人からマイナンバーの提供を受けている。住基ネットを利用して確認する場合は、各個人がパスワードと静脈認証登録し、責任の所在を明確にしている。 |

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[] 十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

住基ネットを利用する際、各個人がパスワードと静脈認証を登録し責任の所在を明確にしている。

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|----------------------------------|---|--|------|-----------|
| 平成29年1月6日 | 評価書名 | 子ども育て支援法による障害児入所支援等に関する事務 基礎項目評価書 | 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 基 邑楽町は、子ども育て支援法による障害児入所支援等に関する事務における特定個人情報の保護の宣言 | 事後 | |
| 平成29年1月6日 | 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | 邑楽町は、子ども育て支援法による障害児入所支援等に関する事務における特定個人情報の保護の宣言 | 邑楽町は、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 基 邑楽町は、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 | 事後 | |
| 平成29年1月6日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | 子ども育て支援法による障害児入所支援等に関する事務 | 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 | 事後 | |
| 平成29年1月6日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | 子ども育て支援法による障害児入所支援若しくは措置等に関する事務 | 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 基 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、身体障害者又は知的障害者の状況を調 | 事後 | |
| 平成29年1月6日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | 障害者福祉システム、団体内統合宛名システム | 障害者福祉システム 団体内統合宛名システム | 事後 | |
| 平成29年1月6日 | 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の94項、子ども育て支援法 | ・番号法第9条第1項 別表第一の第12項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 事後 | |
| 平成29年1月6日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | 番号法第19条第7項 別表第2の116 | 【番号法第19条第7号及び別表第二】 | 事後 | |
| 令和1年6月1日 | 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年2月28日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和7年8月1日 | 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年2月28日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和7年8月1日 | 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表第一の第34項 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・番号法第9条第1項 別表第一の第21項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | ・番号法第9条第1項 別表の第21項 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・番号法第9条第1項 別表の第51項 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの | 事後 | |
| 令和7年8月1日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 【番号法第19条第7号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するため第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項 20の項 ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するため第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項 53の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) | (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表37の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表75の項 | 事後 | |
| 令和7年8月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署 | 健康福祉課 障害福祉係 | 福祉介護課 障害福祉係 | 事後 | |
| 令和7年8月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署 | 健康福祉課長 | 福祉介護課長 | 事後 | |
| 令和7年8月1日 | 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 住民課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015 | 住民保険課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015 | 事後 | |
| 令和7年8月1日 | 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 健康福祉課 障害福祉係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5024 | 福祉介護課 障害福祉係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5024 | 事後 | |
| 令和7年8月1日 | 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和7年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和7年8月1日 | 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和7年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和7年8月1日 | IV8. 人手を介在させる作業 | - | （新設） | 事後 | |
| 令和7年8月1日 | IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | - | （新設） | 事後 | |
| | | | | | |